

東京都町田市立町田第二小学校PTA会則

第一章 名称

第1条 本会は、東京都町田市立町田第二小学校PTAを東京都町田市立町田第二小学校におく。

第二章 目的及び活動

第2条 本会は、児童の幸福とその健全な成長をはかると共にお互いに教養を高めることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を遂行するため次の活動を行う。

- 1 よい保護者、よい教職員になるよう互いに努める。
- 2 町田第二小の全児童の生活環境をよくする。
- 3 家庭と学校との緊密な連絡をはかり児童をよりよく導く。

第三章 方針

第4条 本会は次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育ならびに福祉のための団体及び機関には協力するが、本会の目的に反する如何なるものにも関係しない。
- 2 本会は、学校問題について討論し意見を具申し参考資料を提出するが、学校の人事や管理には干渉しない。
- 3 本会及び本会の役員は、その名を利用し如何なる候補者も推薦することは出来ない。
- 4 本会は活動において各種法令・条例を順守する。
- 5 本会は設置及び所属に法的根拠・義務は一切ない任意団体である。
- 6 本会の活動で得られる利益は、町田第二小の全児童へ等しく還元する。

第四章 会員

第5条

- 1 本会員は、町田第二小学校児童の保護者（以下Pという）及び教職員（以下Tという）により構成する。
- 2 本会においてP会員とT会員は優劣なく同列である。
- 3 本会の会員は本会の方針及び趣旨に賛同する者で構成される。
- 4 本会へ入会を希望する者は、本会への入会届を提出することで会員となることができる。
- 5 本会会員は個人の自由意思でいつでも本会を退会することができる。
- 6 退会者が再び本会へ入会する事は妨げないものとする。
- 7 本会は一人一役制を取っており、本会会員は毎年なんらかの役職・役割に就く義務を負う。

第五章 会計

第6条 本会の経費は、会員及びその他をもって支弁し、会費は、年間1家庭1100円とする。但し、事情によって、免除することもできる。

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第8条 年度途中で本会を退会する者については、会費を退会月に応じて按分にて返還する。

●月額表

	集金額	返金額
4月～初回引き落とし日	1,100円	集金なし
初回引き落とし日～9月	600円	600円
10～12月	300円	300円
1～3月	0円	0円

第六章 組織及び運営

第9条 本会の目的を遂行するために役員会、運営委員会を組織して運営する。

第10条 本会活動に関わる部署を定め、本会の目的を遂行するために活動する。

第12条 部署の目的・活動内容・人数等は運営委員会で定める。

第13条 本会を解散する場合、有している資産は町田市に寄付もしくは廃棄とし、その費用はPTA会費残金をもって処理する。PTA会費の最終残金は町田市へ寄付する。

第七章 役員会

第14条 役員会は次の本部役員により構成する。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 最大5名（P4・T1）
- 3 会計 最大3名（P2・T1）
- 4 庶務 最大5名（P4・T1）
- 5 会計監査2名は、前年度の会計もしくは役員があたる。
- 6 役員選出調整 最大6名（P5・T1）
- 7 会長は、その他担当のスタッフを運営委員会の承認を得て、新たに設けることができる。

第15条 本部役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、これを代行する。
- 3 会長及び副会長は、各スタッフ間の調整を行うとともに、学校、地域、外部団体と連携をはかり、町二小の児童の安全を守るための活動、運営をとり行う。
- 4 会計は、本会の会計を担当し金銭の収支を明確に記録し、定期総会において決算報告をする。
- 5 庶務は、総会及び運営委員会の議事を記録し、これを会に報告する。又、各スタッフの庶務事務を除く、会に係る庶務事務を行う。

第16条 役員会は、会務の基本的なものについて協議する。又緊急を要する件について処理し運営委員会において事後承認を得るものとする。

第八章 運営委員会

- 第17条 運営委員会は、本部役員、スタッフの中から選任された委員及び学校側委員により構成する。
- 第18条 会長は、必要ある場合、又は、運営委員の要請により運営委員会を開く。
- 第19条 運営委員会は、過半数の議決権を得て決議する。
- 第20条 運営委員会は、本会の目的を遂行するため活動計画・予算案及び決算等を審議し、必要な内規を定める。

第九章 総会

- 第21条 総会は定期的に毎年1回開く。
- 第22条 総会における決議は、出席者全員（委任状を含む。）の過半数の賛成により決定する。尚、オンラインにて総会を行う場合は全投票数の過半数をもって可決とする。
- 第23条 総会は、次の事項につき審議承認する。
- 1 役員の承認
 - 2 運営委員の承認
 - 3 役職の承認
 - 4 会務及び予算の承認
 - 5 その他、総会において審議承認が必要と思われる事項
- 第24条 会長は、臨時に必要な場合又は運営委員の過半数の要請があった場合は、臨時総会を開かなければならない

第十章 会計監査

- 第25条 会計監査は、年2回これを行い運営委員会に報告する。
- 第26条 会計監査委員は、定期総会において監査報告する。

第十一章 役員等の選出及び任期

- 第27条 運営委員会において次のことを決定する。
- 1 本部役員の選出方法
 - 2 スタッフとサポーターの人数及びその選出方法
 - 3 運営委員として選任されるスタッフの人数割り
- 第28条 学校側役員及び委員は、学校側が選出する。
- 第29条 本部役員、運営委員及び監査委員に欠員が生じた場合の選出については役員会で審議して報告する。
- 第30条 役員及び役職は次の場合を除き再任を妨げない。
- 1 会計は連続して再任しない。
- 第31条 災害・感染症流行その他を原因として、政府より非常事態宣言が発令され、次年度の役員等の選出が困難な場合、次年度の役員選出は PTA 活動再開時に、くじにて行うこととする。
- 尚、立候補者がある場合はこの限りではない。
- くじは前会長が引くこととする。

第十二章 校長

- 第32条 校長はいかなる会合にも出席できる。

第十三章 顧問

第33条 運営委員会は、本会の活動に功績のあった者を顧問として定期総会毎に推薦し、承認を受けることができる。

第十四章 改正

第34条 本会の会則は、総会において出席会員の3分の2の賛成によって改正する。尚、法令に抵触する事項の是正については上記を必要としない。

町田市立町田第二小学校PTA細則

この細則は本会の運営上必要な細目について規定する。

1、弔事に関する事項

児童、保護者、教職員、その他PTA対外的関係者において該当事項が生じた場合には、下にあげる弔慰金等を供え、会長またはその代理者が弔意を表するものとする。

- * 児童死亡の場合 5,000円
- * 保護者死亡の場合 5,000円
- * 教職員の死亡の場合 5,000円
- * 対外的な場合には会長は役員にはかり臨機の処置を行うものとする。

この細則の改廃は運営委員会の承認を経なければならない。

附則

本会則は、
昭和45年3月7日より施行する。
昭和51年5月8日 一部改正
昭和56年5月8日 一部改正
昭和61年 一部改正
昭和63年 一部改正
平成5年5月13日 一部改正
平成7年5月18日 一部改正
平成11年5月20日 一部改正
平成13年5月15日 一部改正
平成14年5月10日 一部改正
平成16年5月7日 一部改正
平成18年5月2日 一部改正
平成19年5月2日 一部改正
平成20年4月30日 一部改正
平成21年4月28日 一部改正
平成22年4月28日 細則追加
平成23年4月27日 一部改正
平成24年4月25日 一部改正
平成25年4月24日 一部改正
平成26年4月23日 一部改正
平成27年4月22日 一部改正
平成30年4月25日 一部改正
平成31年2月20日 細則一部改正
令和3年5月6日 一部改正

令和4年6月7日 一部改正
令和5年2月1日 一部改正